

四日市市ネーミングライツ導入に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、四日市市（以下、「市」という。）が所有する施設等に対する命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集方法、応募者の選定方法等について、基本的な事項をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

（1）ネーミングライツとは

市の所有する施設等の名称に、企業名などの愛称を付与する権利のことを言います。市は民間企業等に愛称をつける権利を付与する対価として、ネーミングライツを取得した民間企業等（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）から命名権料（以下、「ネーミングライツ料」という。）を受け取ります。

なお、ネーミングライツを導入した場合、市ホームページや広報よっかいちなどにおいて愛称を使用することとしますが、条例や規則に記載する施設の正式名称については変更しません。

（2）導入の目的

市が所有する施設を広告媒体として有効に活用することにより、新たな自主財源の確保、市民サービスの向上及び地域の活性化（施設の適切な維持管理や新規事業の創設等）を図ることを目的とします。

3 導入までの流れ

ネーミングライツ・パートナーの募集から愛称の使用開始までの一連の流れは次のとおりです。

- ① 対象施設の選定及び募集条件の決定
- ② ネーミングライツ・パートナーの募集
- ③ ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による審査
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定
- ⑤ 契約締結
- ⑥ 施設の表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

4 対象施設

設置目的、規模、利用者数、メディアへ取り上げられる頻度などを勘案し、スポーツ施設、文化施設をはじめとした広告効果が見込まれる施設を選定します。

なお、指定管理者制度を導入している施設の場合は、市は予め指定管理者と協議するものとします。

また、既に市が愛称を設けている施設は除きます。(例：そらんぼ四日市、カルチュラル三浜、ステップ四日市)

5 募集条件

(1) 希望価格

施設等の利用者数や類似施設の状況、メディアへ取り上げられる頻度などを総合的に勘案して、個別に希望価格を設定します。

(2) 契約期間

施設のネーミングライツの契約期間については、市民等への周知・定着を考慮し、5年から10年までとし、施設の性格などに応じて決定します。

また、契約期間終了後に契約更新する場合にも同様とします。

(3) 応募資格

市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい民間企業等とし、「四日市市市広告掲載要綱」「四日市市市広告掲載基準」の規制業種等に該当する民間企業等は除きます。

6 募集方法等

(1) 募集方法

対象施設毎に募集を行います。募集の方法は公募とし、募集に際して必要な事項は、個別に募集要項を定めます。

なお、募集に当たっては、市ホームページへの掲載や報道機関への資料提供など、広く周知します。

(2) 募集期間

原則として30日以上とします。

(3) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、一定期間経過後に募集条件を見直して再度の公募を実施するか、又は募集そのものを取り止めるか検討することとします。

7 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 選定委員会

選定委員会において、提案内容や応募者の適格性などを総合的に勘案してパートナーの優先候補者を選定します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの決定、公表

市は、選定委員会において選定された優先候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

決定後は、応募者全員に結果を通知し、当該ネーミングライツ・パートナーの名称、住所、ネーミングライツ料及び契約期間等を公表します。

(3) 契約の締結

当該ネーミングライツ・パートナーとネーミングライツに関する契約を締結します。

8 名称変更に伴う費用負担

(1) 看板・道路標識等

名称変更に伴い看板・道路標識等の表示変更を行う場合、市が指定する看板・道路標識等の変更にあつては費用及び契約終了後の原状回復にあつては費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担します。

(2) 施設パンフレット等

施設パンフレット等の印刷物及び施設ホームページの表示変更については、市の負担とします。

区分	費用負担	
	市	パートナー
市が指定する看板・道路標識等の表示変更※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
印刷物やHPの表示変更※2	○	

※1 市が指定する看板には、施設敷地内に設置されている看板のほか、道路管理者が公道に設置している道路標識等を含みます。

※2 市で発行している印刷物については、残部数や改定時期等を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議したうえ変更時期を決定するものとします。

9 契約の解除等

市及びネーミングライツ・パートナーは災害その他やむを得ない事由により相手方の承諾を得た場合は、契約を解除することができます。

また、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由によって市又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる場合には、市は、契約を解除することがあります。

契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー側の負担とします。

10 施行時期

この基本方針は、令和7(2025)年2月14日から施行します。